

H28アスト加速化事業一覧表（概要版）

事業種目		交付対象経費	補助額又は補助率	事業内容	対象者	備考
ハウス導入支援事業	新規導入事業	ハウスの導入に要する経費	1棟当たり1/2 50万円を上限。	新規就農者、就農後5年以内の農業後継者、新規作目を導入する生産者及び積極的に生産拡大に取り組む農業者のハウスの導入に係る経費に対し支援する事業	個人または団体	
	遊休ハウス活用事業	遊休ハウスの移転に要する経費	1棟当たり10万円			
重点推進品目栽培拡大支援事業	ニラ栽培拡大支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2/3	ニラの栽培の拡大を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会	
	アスパラガス栽培拡大支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2/3	アスパラガスの栽培の拡大を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会	
	夏期ホウレンソウ栽培支援事業	遮光資材、播種機等の購入に要する経費	交付対象経費の1/2	夏期及び高温期のホウレンソウ栽培を推進するため、遮光資材、播種機等の購入に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会	
	ピーマントンネル栽培拡大支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2/3	ピーマントンネル栽培の拡大を図るため、新規にトンネル栽培する場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会	
こだわり農産物栽培支援事業		栽培及び販売に係る資材の購入並びに研修に要する経費	交付対象経費の1/2	無農薬栽培、無化学肥料栽培等こだわりを持った農産物の栽培及び販売並びに研修に係る経費に対し支援する事業	生産グループ	
契約野菜等栽培等導入支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の2/3	かぼちゃ、たまねぎ、スイートコーン、じゃがいも等の契約栽培の普及及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会 生産グループ	
花き栽培支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2	花き栽培の普及及び拡大を図るため、花きの種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業（トルコキキョウ・カンパニユラ・小菊）	J A 生産部会 生産グループ	
内水面生産拡大支援事業	稚魚導入支援事業	稚魚の購入に要する経費	交付対象経費の1/2	淡水魚の生産拡大及び経営の安定を図るため、稚魚の購入に係る経費及び販路開拓の取組に係る経費に対し支援する事業	生産グループ	
	販路拡大支援事業	販路開拓の取組に要する経費	交付対象経費の1/2			
山菜等生産拡大支援事業		種苗の購入に要する経費	交付対象経費の1/2	遊休農地等の利活用と生産性の向上を図るため、特用林産物等の種苗等及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業	J A 生産部会 生産グループ	
ホップ担い手確保ステップアップ事業	家賃補助事業	新規生産農家への家賃補助 ※2年間	交付対象経費の1/2 月額2万円を上限	ホップ生産の維持及び拡大を図るため、後継者確保及び育成に向けた経費に対し支援	ホップ関係団体 新規ホップ耕作者	
	研修支援事業	ホップの新規生産者の栽培技術習得のために要する経費 ※2年間	1人当たり 月額3万円以内の額			
	ホップ圃場及び機械借上支援事業	ホップ圃場及び作業機械の借上げに要する経費 ※2年間	交付対象経費の1/2			
遠野伝統野菜生産拡大支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2	伝統野菜栽培の及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する事業	生産グループ	
遠野農業元気アップチャレンジ事業		農業所得の向上に向けた新たな取り組みに要する経費	交付対象経費の1/2 50万円を上限。	生産現場型農業への転換を図るため自らの創意工夫により生産力の向上、六次産業化等の農業所得の増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業	生産グループ	
繁殖牛パワーアップ事業	簡易牛舎導入事業	遊休ハウスを簡易牛舎として導入する場合に要する経費	1棟当たり15万円	遊休施設等の有効活用により畜産振興を図り、肉用繁殖牛の増頭を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し、支援する事業	個人または団体	
	里山放牧場事業	里山放牧場の整備に関し、電柵線、有刺鉄線、牧柵等の資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2 1箇所当たり25万円を上限。		個人または団体	
	牧草地更新事業	飼料自給率の向上を図るため、草地更新に関し、種子、肥料、土壌改良資材等の購入に要する経費	交付対象経費の1/2 1箇所当たり10万円を上限		個人または団体	
遠野スタイル六次産業推進事業		商品開発等の六次産業化の実現に要する経費	交付対象経費の1/2 200万円を上限。	遠野の農産物等を原材料として新しい商品を開発する等六次産業化を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業	生産グループ	